

書評：多々良紀夫編著『高齢者虐待—日本の現状と課題—』
(中央法規，2001年9月，199頁)

A Book Review, Edited by Toshio Tatara, Elder Abuse : the present
condition and task in Japan, Thuuouhouki, 2001. 9, P.199.

海野 恵美子*
Emiko Umino

1. はじめに

編者はすでにほぼ同名の編著(文献1)を公刊しているが、それが高齢者虐待研究のアメリカ版とすれば、今回ののは、それを下敷きにしての日本版とも位置づけられる。本書は、この意味で、そう銘打ってはいないものの、高齢者虐待対策・研究の日米比較が視野に含まれていると言える。そのアメリカについては、国際的に見ても、公的サービスが進んでいるスウェーデンなどよりも高齢者虐待の取り組みが進んでいる国とされており(文献2, P. 40)、また、同国においても高齢者対策は進んでいる領域のようで、それは、高齢者対策を総合的に推進するための基本法(高齢アメリカ人法 Older Americans Act, 1965)の制定・施行が、公的扶助以外の社会サービスについて規定した、社会保障法の1975年改正法(タイトルXX)より10年も先行していたことから、窺えよう。この高齢アメリカ人法の1987年の改正で新設されたのが高齢者虐待防止条項で、現在は、同法の「第7章 高齢者の権利」の中に「オンブズマン・サービス」と並んで規定されている(文献2・3)。これに対して日本の場合、すでに1993年には老人人口比率がアメリカより上回っていたものの、高齢アメリカ人法に相当する「高齢社会対策基本法」の成立・施行は1995年であり、同法に基づき、「就業・所得」・「健康・福祉」・「学習

・社会参加」・「生活環境」・「調査研究推進」の基本的施策を示した「高齢社会対策大綱」の施行は1996年であって、同国より30年も遅れているだけでなく、高齢者虐待防止条項はこの基本法にも他の法にも存在しない。

編者は、1987年の高齢アメリカ人法改正により設立された、「全国高齢者虐待防止センター」の初代所長として約十年間務め、その間、アメリカで最初の高齢者虐待全国調査も手がけるなど、同国の高齢者虐待に関わる実践及び研究の先駆者であり(本書, P. 3)、日本の高齢者虐待対策・研究を国際的視野で検討するには打ってつけの人と言えるであろう。

この編者が日本の高齢者虐待の実態と課題を国際的視野からどの様に把握するのか、これが本書に注目する最大の理由である。

2. 本書の構成と章別の概要

本書は、編者が厚生労働省科学研究費助成を得て行った、「高齢者虐待の発生予防と援助方法に関する学際的研究」の報告を中心とする、第一部「日本における高齢者虐待問題の現状」・第1～4章と、高齢者虐待に関する研究動向(第5～7章)及び第8章の本書全体のまとめとからなる、第二部「高齢者虐待をより深く理解するために」とで構成され、高齢者虐待に関する実証研究と理論的研究との統一的な研究書となっている。

* 教授

「はじめに」では、上記のようなアメリカでの編者の活動が述べられた後、日本での高齢者虐待の最も緊急な課題は、①一般市民に向けた啓発活動、②現場専門職の知識向上と早期発見・介入のスキル・アップの訓練活動、③研究活動、以上3点の強化で、本書の目的はこの課題に応えることであり、高齢者虐待防止法・虐待通報システム・高齢者虐待ネットワーク設立等の制度面の整備はもう少し将来の課題である、としている。

第1章「高齢者虐待発生件数とその内訳」（多々良紀夫稿）は、1998年度に行った全国700余の在宅介護支援センター（回答率40.0%）と老人デイサービスセンターでの職員への調査結果で（回答率33.1%）、回答者の過半数は平均勤続年数3.2年の生活指導員・相談員である。被虐待者の性別は約3：7で女性、虐待者も約4：6で女性が多く、虐待の種類別の発生率は「世話の放任」42.3%、「身体的虐待」40.4%、「情緒的・心理的虐待」29.9%、「金銭的・物質的搾取」17.1%、「性的虐待」1.6%で（対回答者比）、「世話の放任」・「情緒的・心理的虐待」・「金銭的・物質的虐待」の各発生回数は1・2回が大半だが、5回以上も「世話の放任」で14.5%・「情緒的・心理的虐待」で16.5%・「金銭的・物質的虐待」で5.3%あり、虐待は「以前からあった」とする回答者が9割強を占めている。「高齢者虐待は増加しているか」の回答では、「増加している」19.7%、「増加していない」8.8%、「どちらとも言えない」・「分からない」が7割で回答が不明確な割合が高く、これは、「介護の現場において高齢者虐待そのものに対する知識や認識がまだかなり低いことを意味している」。

以上から、『『日本的』でユニークなのは「虐待の被害者も加害者もその大多数が女性であるということ」で、「これは欧米などでは見られない現象であろう」という（39頁）。

第2章「被虐待者と虐待者の属性」（多々良紀夫稿）では、「身体的虐待」と「世話の放任」だけに焦点を当て、被虐待者及び虐待者の特徴を挙げている。被虐待者の特徴は、年齢では、平均78.4歳で約8割は75歳以上の後期高齢者、性別で

は、上記のように7割強が女性で他の日本の調査とも大差ないが、1998年アメリカ調査の6割弱より高率である。虐待者の特徴は、続柄では、両虐待とも4割前後が子の配偶者（その殆どは息子の嫁）、3割強が子ども、2割前後が配偶者、年齢では、50代3割、40代・60代が2割、平均は56.4歳で、他の日本の調査より若干高いが、50代というのは共通である。

以上は1998年調査結果であるが、この虐待事例に対して再度職員に「家族チェックリスト」を送付して家庭内状況を調査したのが以下の1999年調査結果である。それによると、「虐待が発生した原因」は、「虐待者にある」とする職員が約2割、「高齢者にある」とする職員が0.6割、「環境」とするのが2割、「さまざまな要因の相互作用」とするのが3割強であり、高齢者の健康状態では、身体的障害6割弱、精神的障害3割、行動障害2割と障害を持つ高齢者が多く、介護負担との関連でも、「関連無し」2割に対し、「関連有り」が7割弱と2/3を占めており、虐待期間についても、「3～4ほど前から」が3.5割、「1～2年ほど前から」が2.2割と虐待が長期化している場合が多いが、他の暴力との関連では、児童虐待1%、夫婦間暴力5%、無し3.5割で、関連性は薄い。「高齢者の家族への態度」では、「負担を掛けて申し訳ない」が約3割で「何とも思っていない」の2.4割より多い一方、「家族の高齢者に対する態度」は、「まあ熱心に介護している」及び「非常に熱心に介護している」1.5割に対して、介護を「拒否」・「いやいや」・「ただ役割として」しているが計約8割と大半である。経済状況では、「裕福」及び「かなりよい」が約1割に対して、「あまりよくない」及び「貧困」が約3割で後者の方が多く、「家族の社会参加」についても、「よく参加」が1割弱に対して、「時々参加」・「参加しない」が6割と過半だが、「サービス利用」については、「全く無し」は約1割と少なく、生活保護約3%、デイサービス6割、ショートステイ及びホームヘルプ各約4割と多い。

第3章「福祉専門職との面接をとおして知る高齢者虐待」（早坂尚子・平田佳子稿）での、「面接をとおして学んだ高齢者虐待の実態」では、家族

の特徴として、①経済的要因（金銭的に余裕がないため、福祉サービスを受けないか、それに消極的で世話の放棄となる等）、②社会からの孤立、③人間関係（嫁一姑関係等）の3点を挙げている。「高齢者虐待への専門職の対応」では、虐待の発見には、①専門職の発見、②虐待者や家族や近隣、特に民生委員等からの通報とがあるが、課題は、発見後の対処・介入の仕方に対する判断であり、この場合、専門職が保健婦の場合には身体的状況を把握し適切に処置を施す、社会福祉士のようなソーシャルワーカーの場合には虐待者や家族のおのおのから話を聞いてその後の方向性を検討するというように、専門分野で即座の対応に特徴が見られたが、共通している点は、虐待に対する知識・観察力・判断力の必要性と、被虐待者だけでなく虐待者に対しても、その置かれている状況を理解し介入しているということである。解決策として明確だったのは、被虐待者を施設へ入所させる、あるいは精神状態が不安定な虐待者を精神病院に入院させるといった対応である。「地域特性からみる高齢者虐待」では、農村地域のような伝統的慣習が残る地域では、多世代同居・介護は長男の嫁という考え方が強く、虐待者は主にこども世帯であり、新興住宅地等の核家族が多い地域では、虐待者は配偶者が多いという傾向があり、家族の関係はその背後にある地域の特性抜きには考えられない、ということである。章のまとめとして、①他の専門職との連携、②地域の特性にあった視点、③本人を取り巻く環境への配慮が必要で、課題は、高齢者虐待への認識が低いため、虐待とは人権侵害で、虐待を見過ごすことも人権侵害であるという認識を専門職自身が持つことと、専門職が虐待に対応できるシステムを早急に整備することとしている。

第4章「高齢者虐待の具体的事例の研究」（山口光治稿）では、「身体的虐待」と「放任」だけを取り上げ、その具体的行為と要因を量的に分析している。要因では、「身体的虐待」の場合は、被虐待者の要因90件、虐待者の心理的・精神的要因68件、虐待者の介護疲れ・ストレス要因48件、人間関係要因27件、虐待者の社会的要因16件、家族の協力態勢等16件、虐待者の介護知識等13件、虐待

者の身体的要因12件、社会的規範6件、その他2件で、痴呆高齢者が虐待されやすく、虐待者側の要因では介護疲れ、飲酒とそれを生む失業・借金・家庭内問題、人間関係の不和、疾病への正しい理解の不足等である。「放任」の場合は、虐待者の社会的要因64件、人間関係50件、被虐待者の要因29件、虐待者の身体的要因25件、虐待者の介護意識17件、虐待者の心理的・精神的要因16件、虐待者の複数の介護及び子育てとの関係15件、家族の協力的要因15件、虐待者の経済的要因11件、その他16件で、虐待者の社会的要因や人間関係的要因が多くを占めている。「虐待の早期発見と介入への示唆」では、虐待に気づいたきっかけは専門職の発見833件、本人の訴え156件、一般住民の発見55件、虐待者の訴え36件、その他4件で専門職の発見が最も多いが、今後は、住民や虐待者本人が訴えられるような相談窓口の明確化と専門機関に繋げる仕組みが求められる。また、早期発見には、身体的・心理的・社会的側面等の人と環境の全体性を客観的・正確に把握すること、早期介入には医療・保健・福祉・法律家等の連携によるチームアプローチが必要であり、①虐待への意識啓発、②サービスの充実、③家族全体の支援、④フォーマル・インフォーマルの支援ネットワークの構築が求められる、としている。

第二部第5章「日本における高齢者虐待の先行研究のレビュー」（山口光治稿）では、研究の経過として、アメリカでの高齢者虐待の社会問題化とその実態紹介が日本でも1980年代から行われてきたが、本格的に調査・研究が行われるようになったのは、医師・金子善彦の『老人虐待』（1987刊）以後であること、1990年代半ば以降はそれまでの家庭内虐待だけでなく施設内虐待にも対象が広がり、また、社会学・社会病理学等の多角的視点で虐待の構造や要因の分析が行われるようになってきたが、生活全体を視野に入れて解決に向けた援助を行う質的な研究はこれからであり、そのためにも、研究者と実践者、あるいは保健・医療・福祉・法律等の関連領域専門職によるチームアプローチや、また、外国との違いを踏まえた日本独自の虐待研究が必要であることが指摘されている。実態把握の研究では、「世話の放棄」・「身体

的虐待」・「心理的虐待」・「経済的虐待」・「性的虐待」の5つの区分が基本的に見られるが、各調査で区分の仕方が異なっているので、比較が難しいこと、要因分析研究では、被虐待者側の要因（心身の状況、性格、人間関係）、虐待者側の要因（介護負担や健康状態とそれによるストレス、介護の知識・技術・意識、性格、就労・育児状況等）、家族問題要因、社会的要因等を挙げ、これらが複雑に関与して虐待へ至ることが指摘されてきたとしている。研究課題は、①発見方法の課題（ア．虐待の定義と概念の確立、イ．虐待対応を専門職の職務として位置づけること、ウ．虐待通告先の明確化）、②情報収集と確認方法の確立（発見→通告→訪問調査→介入→監視というシステムの構築と法制化）、③対応方法（ア．被虐待者への援助、イ．虐待者への支援、ウ．家族全体への支援、エ．虐待への社会的対応としてのシステム化と法制化）、④虐待予防（ア．意識啓発、イ．専門職への教育、ウ．サービス基盤の整備、エ．地域ケア体制の構築）、⑤虐待定義の構築と構造分析で虐待定義については、ア．自己虐待・放任の位置づけ、イ．故意と過失の位置づけ、ウ．被虐待者の同意の有無、エ．今日の日本の状況に見合った虐待の定義と分類区分、ということであり、また、構造分析については、①虐待者と被虐待者の各虐待要因と両者の関係、家族・親族間関係、地域・社会制度との関係等を全体的に見ることと、②施設内虐待と在宅での虐待との区分、ということである。

第6章「家族社会的視点からみた日本の高齢者虐待」（染谷淑子稿）では、日本の高齢者扶養の特徴として、高齢者の扶養（経済的・身体的・精神的扶養）は家の相続者である跡継ぎの義務とされ、長男の嫁が老親介護を担うという意識が生き続けていることや、サービスが発達していないことが関連して、先進国に比べて子との同居率が高く、介護のために離職する者（多くは女性）も多いこと、また、資産は家の資産と考えられてきたので、親名義の資産でも、子は“いずれは自分たちのもの”という意識が強く、親の資産を了解無く運用することに子の抵抗感が薄い一方、親の方も、介護は子の当然の義務という意識から、相続

に介護負担を考慮するという意識が薄いことであり、これらが子による虐待の背景にあること、また、伝統的家父長制家族は外からの援助を恥じとしてきたので、介護を抱え込んで介護殺人・心中等の介護虐待に至る例も多いこと等が指摘されている。

第7章「老年学からみた高齢者虐待」（塚田典子稿）では、アメリカで起こった老年学とは、身体的・心理的・社会心理的・社会的側面から総合的・学際的に研究する学問で、1939年に研究組織が芽生え、1945年に米国老年学会、1950年に第一回国際老年学会開催と発展するが、以後の発展の原動力となったのは、1965年の高齢アメリカ人法による財政的支援であったこと、当初は医学が主だった老年学に社会科学部門が設けられたのが1965年で、以来、老年学の一分野として社会老年学が発展するが、その見方は、加齢の問題視から、加齢のプラス面や多様性の評価へと変化し、加齢により助けが必要になっても、その能力・機能をフルに生かして社会にも貢献していこうというサクセスフル・エイジングの考え方・態度の啓蒙と地域・社会の仕組みを考えるのが社会老年学の目標であること、社会老年学における高齢者虐待の定義には、上記の5つの他に、「権利の侵害」や「自己放任」も含まれており、また、調査研究では、被虐待者は女性に多いが、虐待者は男性（夫や息子）が多いことである。以上を踏まえての社会老年学からの虐待予防への提言は、予防として一般人への啓発活動の重要性であり、そのため老年学教育推進組織の設立が求められる、としている。

第8章「高齢者虐待早期発見・早期介入へ向け」（多々良紀夫稿）は、前章までの総括的章である。日本の高齢者虐待には、①虐待しているという意識が虐待者にはない、②被虐待者の多くも虐待されているという意識がない、③家族員や隣人等の周りの人にも虐待が行われているという認識に乏しい、④高齢者虐待の対応システムが存在しない、⑤アメリカでも同様だが、一般市民の高齢者虐待への関心が薄いので5つの特徴があるとし、また、虐待を見抜くためのサインを虐待の6つの

種類(身体的・心理的・経済的・性的虐待、世話の放任、自己放任)別に示し、これらが重複する場合が多いとした上で、システムが確立しているアメリカと対比しながら、早期介入の仕方を以下のようにまとめている。①虐待の疑いがあるケースを適当な機関に通報するが、その場合の専門職の通報義務化と通報機関の明確化が必要である、②虐待ケースの事実確認調査とその場合の調査基準の作成が必要である、③サービス提供については、アメリカでも高齢者虐待プログラムは財政的にも僅かで不十分だが、日本ではプログラム自体がないので、専門職が個々にクリエイティブに対応するしかなく、虐待対応システムの設立が望まれる、ということである。

なお、「おわりに」では、日本の2000年の児童虐待防止法や2001年のDV防止法と比較した高齢者虐待防止施策に触れ、介護保険法の「認定調査票」における「調査対象者の主訴、家族状況、住居環境、虐待の有無等について特記すべき事項」は、虐待防止に用いられれば画期的だったが、研究用には使用できず、また、その記載についての事前訓練や虐待知識もなかったため、虐待防止研究には結びつかなかった、としている。

3. 考察

総括的に言えば、本書は、アメリカの高齢者虐待対策や研究を踏まえて実態分析と先行研究の両方を多角的に網羅した研究で、特に、編者が日本の緊急課題としている、一般人や専門職への啓発活動に伝えるということも考慮してか、各章に必ず要約を設けたり、実態調査が中心の第一部と研究フォローが中心の第二部とに分けたりと、初心者でも理解しやすい構成になっていること、家族社会学や社会老年学等の関連領域での高齢者虐待研究にも章を割き、幅広く問題を捉えていること等から、日本の高齢者虐待研究の水準を広く理解するのに役立つものと言える。また本書は、虐待防止には虐待への認識が不可欠で、そのためには虐待の定義の明確化が必要であること、こうした取り組みを経て、将来的にはアメリカのように、虐待防止法の制定と虐待防止の総合的システムの構築(虐待の防止教育から虐待への介入と介入後のフォローまで)が必要であることなど、実践に

即した指摘がなされており、日本の高齢者虐待に関する実践と研究の両方に一石を投じるものであると評価できる。この点を強調した上で、以下にいくつか疑問点や課題を挙げたい。

第一は、第一部の実態調査に関して、これには以下の3点が挙げられる。

①調査結果は単純集計でクロス集計が無いことであり、特に、第2章での他の虐待や介護負担との関連性、家族の態度、経済状況等の、虐待研究にとって興味深い質問項目ではあるが結果が分かれている、回答へのクロス集計の結果を示して欲しかったということである(例えば、他の虐待と関連した事例とそれ以外の虐待、介護に熱心な場合と介護に否定的な場合、経済的に裕福な場合と経済的に困難な場合等における違いの有無及び違いがあるとすればどの様な点なのか等)。

②第4章の事例分析については、3年間という大規模調査であることや、特に編者かつ調査責任者が上記のようにアメリカでの高齢者虐待研究の第一人者でもあることから、期待したが、著者の山口も指摘している様に、量的分析に留まり、記述された質的な事例分析ではなかったことである。有益な資料があるならば、さらなる検討を期待したいところである。

③「欧米などでは見られない現象」として虐待者も被虐待者も女性であり(第7章でも、アメリカの高齢者虐待では被虐待者は女性だが虐待者は男性が多いとして間接的に日本との違いが述べられている。)、またその虐待者の多くは息子の嫁であることを挙げているが、その場合、虐待者・被虐待者に対する男女虐待者・被虐待者・嫁等の各統柄という算出方法は問題ではないか、ということである。すなわち、被虐待者の8割は要介護者なので虐待者も殆どが介護者だと想定されるが、日本では介護者は圧倒的に女性、特に嫁が多いというバイアスがあるので、この調査の算出方法では、虐待者は女性、特に嫁が多いという結果になるのは当然予想される、ということである。このバイアスを考慮すれば、例えば家庭内虐待の場合、男性の虐待者比率=男性の虐待者/被虐待者の男性家族員、女性の虐待者比率=女性の虐待者/被虐待者の女性家族員というように、分母を変えて算出する必要があるのではなからうか。

第二は、第二部の虐待研究に関連した点で、第5章で検討課題とされている、虐待の定義（ア．自己虐待・放任の位置づけ、イ．故意と過失の位置づけ、ウ．被虐待者の同意の有無、エ．今日の日本の状況に見合った虐待の定義と分類区分）及び構造分析（虐待者と被虐待者の各虐待要因と両者の関係、家族・親族間関係、地域・社会制度との関係等を全体的に見ることと、施設内虐待と在宅での虐待との区分）に関してである。

アの自己虐待については、これを虐待に定義に含め、自殺や孤独死やサービス拒否等も自身への不適切な対応としてその中に位置づけるならば、数は多いが介入が困難なこれらの事例に有効に対処しえる可能性があるのではなかろうか。他方、イについては虐待の程度の問題であり、ウについては、被虐待者の同意の有無に関わらず、虐待は客観的な基準で判断すべきであるし、被虐待者はさまざまな理由から虐待者に配慮して虐待者の行為に同意しているという場合も多々あるので、定義として考慮する必要性は少ないのではなかろうか。

エについては、第6章では、伝統的家父長制家族の意識とサービスが発達していないという日本の特徴が高齢者虐待の日本の特徴（すなわち、子による経済的虐待や、外からの援助を恥として介護を家族が抱え込むことによる介護虐待等）を生むとし、まとめの第8章では、日本の高齢者虐待の特徴は、虐待対応システムがなく、また、虐待者・被虐待者・周囲の人や一般市民に虐待への関心や意識がないことであるとしている等、論者が異なることもあってか、本書の各章で日本の特徴に関する見解が微妙に異なっていることである。これを、8章の見解（虐待意識・認識が無いということ）が本書の結論で、この結論を生む日本の背景・要因を説明したのが6章の見解だと解釈しても、疑問として残るのは、特に虐待者、次いで被虐待者が虐待・被虐待の認識がないというのはほとどの国にも共通する点なのではないかという点である。思うに、虐待関係のこの特質ゆえに、行政が虐待防止法を制定して不適切な対応を人権を侵害する虐待だと社会的に認知し、専門職が虐待防止に積極的に関わる意義があると言える。むしろ、虐待の日本の特質に目を向けるとするなら

ば、世界一の高齢化率が目前となり、介護殺人、介護心中・孤独死・餓死等が頻繁にあり、世界第二の高齢女性の自殺率が続く中で、編者が指摘しているように、介護保険の認定事項に虐待の特記事項を設けて虐待の存在を認識しているにもかかわらず、社会保障・社会福祉予算を抑制するだけで虐待防止に歯止めを掛ける対策を採らない、日本の行政施策に注目すべきではないだろうか。この点で、第5章で「日本独自の虐待研究」の必要性を主張している山口光二は、「高齢者への福祉政策自体が虐待的要素を含んでいる」という、「制度・政策による虐待要因についても概念として検討する必要がある」と他の論文で指摘していたが（文献4，p. 62）、この観点本書では十分に生かされていないのも、疑問として指摘したい点である。

なお、虐待の構造分析についての指摘は、本書の通りであると思われる。

第三は、高齢者虐待と他の虐待（児童虐待や恋人・配偶者等親密な関係間での虐待）との関連性についてで、本書では、実態調査で関連性が薄いという結果が出たことと、そのクロス集計もなされていないこともあって、虐待防止法との関連だけが主に取り上げられているが、今後はさらに検討すべき課題であろう、ということである。

なお、本書では触れられていないが、虐待防止法に関連して指摘しえることは、日本の児童虐待防止法やDV法は、いずれも児童の権利や女性の権利を明確にした基本法（児童の権利条約や男女共同参画基本法）とは直接関連を持たない、独立立法であるのに対し、アメリカの高齢者虐待防止規定は、上記のように、高齢者基本法としての高齢アメリカ人法の中で、高齢者の権利の章に、権利擁護のオンブズマン規定と並んで規定されており、法体系としては、日本のこれらの虐待防止法よりも優れていて参考に値する、ということである。

以上、忌憚なく論評してきたが、上記の通り、本書が高齢者虐待に関する総合的な研究書であることに変わりはなく、虐待への認識が虐待防止の第一歩で、その普及が日本の緊急の課題であり本書公刊の目的でもあるという、編者の意図に沿っ

て、多くの方々が本書を一読され、虐待防止が一步でも進むことを願って、締めくくりとしたい。

参考文献：

1. 多々良紀夫編著・二宮加鶴香訳、『老人虐待—アメリカは老人虐待にどう取り組んでいるか—』, 筒井書房, 1994。
2. 高崎絹子・谷口好美・佐々木明子・外口玉子編著, 『“老人虐待”の予防と支援』, 日本看護協会出版部, 1993。
3. 和気純子。「第11章 社会福祉サービス」, 藤田伍一・塩野谷祐一編『先進国の社会保障7 アメリカ』, 東京大学出版会, 2001, 第二刷。
4. 山口光二, 「我が国の在宅高齢者虐待に関するソーシャルワーク援助」, 『ソーシャルワーク研究』, Vol.22, No.4, 1997。